

件名：高浜発電所 1号機で実施した出力降下に係る面談

日時：令和6年1月24日（水）17：30～17：45

場所：原子力規制庁3階会議スペース

出席者：

原子力規制庁長官官房総務課 事故対処室

小野室長補佐

原子力規制部検査グループ 実用炉監視部門

小野上級原子炉解析専門官、小林主任監視指導官

関西電力株式会社（以下「関西電力」という）

東京支社 技術課 チーフマネジャー 他1名

要旨：

関西電力から、高浜発電所 1号機で確認されたB給水ブースタポンプ入口配管からの蒸気漏れ及びA給水ブースタポンプのグランド漏れについて、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から、主に、以下の通りコメントした。

- ・ 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉則」という。）第134条に基づく報告」（以下「法令報告」という。）の対象となる発電用原子炉施設にB給水ブースタポンプ入口配管付近の漏えい箇所及びA給水ブースタポンプは含まれているという理解でよいか。
- ・ 定格熱出力時から電気出力を40パーセントまで降下させているが、発電用原子炉の出力変化に換算した場合の数値について説明すること。
- ・ B給水ブースタポンプ入口配管付近の漏えい箇所及びA給水ブースタポンプの点検工程について説明すること。
- ・ B給水ブースタポンプ入口配管付近の漏えい箇所を切り出した後は、内部に異物が混入しないよう管理すること。

○関西電力から、以下の通り回答があった。

- ・ 法令報告の対象となる発電用原子炉施設にB給水ブースタポンプ入口配管及びA給水ブースタポンプが含まれているという理解で問題ない。
- ・ 発電用原子炉の出力変化に換算した場合の数値は、後日回答する。
- ・ 今後、B給水ブースタポンプ入口配管付近の漏えい箇所及びA給水ブースタポンプの調査を実施することになるが、各々の調査結果が出る時期が異なると考えられる。そのため、調査結果が出た時点でその都度説明する。
- ・ 当該漏えい箇所を切り出した後の管理は承知した。

○関西電力から後日、以下の通り回答があった。

- ・ 発電用原子炉の出力は、出力降下を開始した9時05分時点で99.8パーセントであった。また、電気出力40パーセントに到達し、発電用原子炉出力が安定した14時00分時点で42.3パーセントであった。

配付資料：

資料：高浜発電所1号機 計画的な電気出力の抑制について（B給水ブースタポンプ入口配管からの蒸気漏れおよびA給水ブースタポンプのグランド漏れ）

※記載内容の一部に誤記があったため、修正版に差し替えています。